

○工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。

1. 契約変更の時期について
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。
- ① 設計変更額が当初設計金額の2%を超えるもの。
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更が重要なもの。
- ③ その他上記に準ずる重要なもの。

○公共事業労務費調査に対する協力

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労務基準規則に従って就業規則等と共に賃金表を編製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は政府労災保険へ加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

○下請人、資材・製品の地場企業への活用に関する事項

1. 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあつては、特段の理由がない限り地場企業への発注を行うこと。
2. 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
3. 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付するうえ、監督員に提出すること。
4. 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

○地下埋設物調査等に関する事項

1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
 - ① 工事箇所における地下埋設物がある場合、工事着手前その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、破壊による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
 - ② 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等項位置での調査を、監督員と協議の上実施するものとする。
 - ③ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
2. 近接施工に関する確認・対策の徹底について
 - ① 工事箇所へ近接する地下埋設物等については、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
 - ② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

○工事履行報告書の提出について
監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合において、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約款第34の2において中間前払金を請求する場合や、部分払の支払いのみに進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

○猛暑による作業不能日数
1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）
○本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方・福岡・福岡地点におけるWBG値が3.1以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉鎖した時間と算定し、日数に換算したものの（小数点以下第一位を四捨五入する。）」が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

○本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

○建設キャリアアップシステム活用工事について
○本工事は、建設キャリアアップシステム（CUCUS）活用工事の対象工事です。実施にあつては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CUCUS）活用工事」を参照すること。

○ウィークリースタンスの実施について
本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。実施にあつては、福岡市役所ホームページ掲載の「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。

○現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）
 - ・本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事であり他の工事への兼任は認められません。
 - ※ 契約金額が4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事です。ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐を要しませんが、
 - ① 請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または建設工事等が開始されるまでの期間）
 - ② 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 構架、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電装置等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場制作が行われている期間
2. 監理技術者等の工事現場における専任及び専任期間について
 - 監理技術者制度運用マニュアル（国交省）による【最終改正 令和 7年 1月 28日】
 - 建設技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について
建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補佐）については、所属現場業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、こていう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
 - 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ・本工事は、専任特例2号の監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書第2条による監理技術者）の配置は認められません。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、専任特例2号の監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者）を配置することができます。
 - ① 本工事の当初請負金額が償還未満である場合
 - ② 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要で継続工事間士（単価契約含む）でない場合

○週休2日工事について

1. 週休2日工事の対象工事について
本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。
2. 発注方式について（該当事項○印）
 - 週休2日1型（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び月期の週休2日必須）
 - 週休2日1型（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（週期の週休2日は必須）
3. 費用補正について
 - 1) 週休2日1型の場合、「月単位の週休2日」の達成を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休業）の達成状況を確認し、「週単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
 - 2) 週休2日1型の場合、「週期の週休2日」の達成を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正せず予定価格を作成している。現場閉所（現場休業）の達成状況を認め、「週単位の週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。
 - 3) 補正係数は、「福岡市営構工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。
4. その他
 - 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休業となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
 - 「福岡市営構工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム）創業・産業・ビジネス）公共工事・技術情報）工事基準）週休2日工事

○工事情報共有システム

1. 発注方式について（該当事項○印）
 - 発注者指定方式（発注者が工事情報共有システムを利用することを指定して実施）
 - 受注者希望方式（受注者が工事情報共有システムの利用を希望する場合は協議して実施）
2. 費用補正について
 - 1) 発注者指定方式
工期に応じて共通仮設費に積上げ積算して、予定価格を作成している。工期に変更があった場合は、期間の増減に応じて設計変更する。
 - 2) 受注者希望方式
工事情報共有システムの利用期間に応じて、増額変更する。
3. 指定システム
電納ASPER（株）建設総合サービス

○施工体制の確認に関する事項

1. 施工体制の確認方法
 - ① 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体制委」を基礎と確認する。
（施工体制台帳）
施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
（工事作業所災害防止協議会兼施工体制委）
施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
 - ② 下請契約の締結しない場合は、施工計画書等に自ら記載すること。
 - ③ 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。
2. 施工体制の確認に関する点検
 - ① 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
 - ② 検査時における点検
中継技術者検査、各段階の検査時において点検を行う。
3. 不備が発覚した場合の措置
 - ① 工事成績評定での減点措置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
 - ② 請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
 - ③ 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

○現場環境改善（快適トイレ）の設置の試行

1. 快適トイレの試行
受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置するものとする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 容易な逆流防止機能
- (4) 風呂に間かない旋錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (1) 現場に男女がいる場合に男女別々の明確な表示
- (2) 扇風機からトイレの入口が直達できない工夫
- (3) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡・手洗器
- (11) 便座除菌スプレー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 暖房装置（換気含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多量化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き等（トイレットペーパー予備置き等）

2. 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を示す書類を添付し、規格・基準等の詳細について監督職員と協議する。
なお、運搬・設置費は共通仮設費（車）に含むものとし、積算上限額を超える費用について別途計上は行わない。

○建設発生土の搬入（受入条件は下記のとおりとする。）
本工事の残土は、○○○○に搬入するものとし、受入条件は下記のとおりとする。

1. 受入場所
住所：○○○区○○番地
施設名称：○○○○
2. 運搬距離
受入地までの運搬距離は、○○kmとする。
3. 受入不適なもの
第3種の建設発生土及び汚泥
4. 受入期間
午前9時～午後5時まで
ただし、日・祝日及び毎月第1・3土曜日は受入を中止する
なお、これより遅い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

○交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について
警備契約書及び警備計画書等を取り決めた作業業務の範囲に基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の徹底を図ること。

○熱中症対策について
受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、仕様や費用が分かる資料（カタログ、見積書）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。
(1) 遮光ネット（定場に設置するものに限る）
なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。

○遠隔現場について

1. 遠隔現場の対象工事について（該当する場合○印）
 - ・本工事は、建設現場の遠隔現場の対象工事である。
 - ・実施については、工事契約後受発注者間で協議し決定する。
2. 実施内容
 - ① 「監督員の見守り」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声もWEB会議システム等を利用して配信し、「監督員の見守り」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の見守り」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
 - ② 機器の手配
遠隔現場に要する動画撮影用のカメラ等やWEB会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議して決定するものとする。
 - ③ 費用
遠隔現場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。
 - ④ 不正行為
遠隔現場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

○石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

1. 石綿有無の事前調査について
 - ・本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事です。
 - ・事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。
2. 実施結果の報告について
 - ① 石綿事前調査報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。
 - ② 作業開始前に、事前調査結果を監督員に書面でも説明すること。
 - ③ 事前調査の結果を現場に提示すること。（A3サイズ以上）
 - ④ 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

○一般廃棄物の処分について

1. 一般廃棄物処分量の確認
一般廃棄物の処理を証する伝票により、工事内容を記載すること。
検査時に伝票の原本を提示すること。
2. 一般廃棄物の運搬
廃棄物は受注者自らが運搬すること、又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託すること。
廃棄物の処理に関する再々委託は禁止する。
処分重量を伝票で確認するため、他委託等の廃棄物との混載は禁止とする。

1. 平成 9年 6月 作成	2. 平成 14年 10月 改訂（国交省取組「工事等」）	3. 平成 15年 4月 改訂（その年に、新工法導入の発、給付架橋用工具を追加）	4. 平成 16年 4月 改訂（高圧ガス作業）	5. 平成 17年 4月 改訂（工事費・水道その他変更・共通仕様内容変更）	6. 平成 18年 4月 改訂（新設大橋・資材内容変更）	7. 平成 18年 7月 改訂（申請手続追加）	8. 平成 19年 9月 改訂（A17用所基準追加）	9. 平成 19年 12月 改訂（中継所基準追加）	10. 平成 20年 9月 改訂（空欄内変更事項・署名変更）	11. 平成 20年 12月 改訂（完成図面、電子納品基準追加）	12. 平成 21年 8月 改訂（CORINSの条項変更等）	13. 平成 21年 12月 改訂（施工体制の確認に関する事項追加）	14. 平成 22年 9月 改訂（地下埋設物調査等に関する事項追加）	15. 平成 22年 10月 改訂（公共事業労務費調査に関する事項追加）	16. 平成 24年 2月 改訂（地盤改良及び地場企業資材・製品の活用に関する内容追加）	17. 平成 25年 3月 改訂（設計変更に伴う契約変更について追加、現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用追加）	18. 平成 25年 7月 改訂（配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件追加）	19. 平成 25年 7月 改訂（保証書の提出に関する事項追加）	20. 平成 27年 8月 改訂（機材に関する事項内容追加等）	21. 平成 28年 12月 改訂（公共事業労務費調査に対する協力追加）	22. 平成 28年 3月 改訂（部分払の内容修正）	23. 平成 31年 3月 改訂（下請人、資材・製品の地場企業への活用についての内容修正）	24. 令和 2年 4月 改訂（契約不適合責任、共通仕様書、発生材の処理、防火区画貫通部の処理、保護書の提出、配管材料、配管種別、温度空気設計条件、保潔、塗装についての内容変更）	25. 令和 2年 4月 追加（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）	26. 令和 2年 9月 改訂（施工要領 3. 簡易水洗設備に係る内容修正）	27. 令和 2年 10月 改訂（法定外労災保険の備付けについて）	28. 令和 2年 12月 改訂（工事発生しない日・時間等について、現場環境改善について）	29. 令和 3年 3月 改訂（特別監理技術者の配置に関する条件追加）	30. 令和 3年 4月 改訂（週休2日工事の試行について、情報共有システム活用の試行について、工事履行報告書の提出について）	31. 令和 4年 4月 改訂（週休2日工事について）	32. 令和 4年 8月 改訂（2. 特記仕様―一般共通事項 1. 機材―について内容修正）	33. 令和 4年 10月 改訂（2. 特記仕様―一般共通事項 8. 建設発生土の処分方法）	34. 令和 5年 1月 改訂（現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用について、遠隔現場について）	35. 令和 5年 3月 改訂（押印欄の廃止）	36. 令和 5年 5月 改訂（1. 共通仕様について内容変更）	37. 令和 5年 5月 改訂（給湯設備 1. 配管材料についての内容変更）	38. 令和 5年 5月 改訂（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）	39. 令和 5年 12月 改訂（昇降機設備の追加、自動制御設備の廃止）	40. 令和 5年 12月 改訂（給水設備 1. 配管材料についての内容変更、1. 構造物等の昇り及び保持欄（注）追加）	41. 令和 5年 12月 改訂（石綿有無の事前調査及び調査結果報告追加）	42. 令和 6年 3月 改訂（交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について追加）	43. 令和 6年 3月 改訂（週休2日制度について内容変更）	44. 令和 6年 8月 改訂（猛暑による作業不能日数について追加）	45. 令和 6年 10月 改訂（ウィークリースタンスについて内容変更、週休2日工事について内容変更）	46. 令和 7年 7月 改訂（現場代理人及び技術者の適正配置に関する機材内容変更）	47. 令和 7年 7月 改訂（下請負（建設業機械）通知書の廃止、熱中症対策追加）	48. 令和 7年 10月 改訂（情報共有システム活用の試行の廃止、工事情報共有システム追加）	49. 令和 8年 4月 改訂（現場代理人及び技術者の適正配置、給湯設備、1. 配管材料についての内容変更、快適トイレの設置の試行について内容修正、一般廃棄物の処分について追加）
----------------	------------------------------	--	-------------------------	---------------------------------------	------------------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--	---	---	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	---	---	---	--	-----------------------------------	---	-------------------------------------	---	-----------------------------	--	--	---	-------------------------	----------------------------------	--	---	--------------------------------------	--	---------------------------------------	--	---------------------------------	------------------------------------	---	--	---	---	---

工 事 名	令和 8年 4月 版	
図 面 名	特 記 仕 様 書 (3) 縮 尺 N . S	
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課		日付 . /